

可 見 市 国 民 健 康 保 険 税 の

可見市国民健康保険（令和8年4月1日現在）

加入世帯数 11, 097世帯

加入被保険者数 16, 266人

し お り

1. 国民健康保険税の算定方法

国民健康保険税（以下「保険税」）は下表の税率等により、世帯ごとに算定します。
年度の途中で加入・脱退等された場合は月割で再計算します。

令和8年度 保険税率表 **A+B+C+D**の合計が世帯の12か月分の保険税額となります。

	医療分	後期支援分	40歳～64歳のみ 介護分	子ども支援分
所得割額 加入者ごとに 前年中の総所得金額-43万円に対して	7.08%	2.50%	1.74%	0.29%
均等割額 加入者1人につき	28,300円	11,000円	11,000円	1,500円
平等割額 1世帯につき	20,500円	7,500円	6,200円	900円
小 計 【賦課限度額】	A 【67万円】 (66万円)	B 【26万円】 (変更なし)	C 【17万円】 (変更なし)	D 【3万円】 (新設)

()内は、令和7年度の値です。

【主な改正点】 法令の改正に伴い、次のとおり見直しを行いました。

- ①「子ども支援分(子ども・子育て支援金分)」について
 - ・少子化対策のために創設された「子ども・子育て支援金制度」に基づき、全世代の皆様から支援金を拠出いただくものです。子育て世帯を社会全体で支援する新たな仕組みで、令和8年4月分から医療保険料に上乗せする形で納めていただきます。
 - ・均等割額について、「18歳以上均等割額(1人につき100円)」を含んでいます。
 - ・均等割額について、高校生年代以下(平成20年4月2日以降生まれ)の加入者分を10割軽減します。
- ②医療分の賦課限度額を引き上げました。

2. 所得の申告等について

- ・世帯の前年中の所得に応じて、保険税額（所得割額）を決定します。
 - ・次に該当する方は所得の申告をお願いします。
- ① 無収入の方 ② 非課税所得（遺族・障害年金、失業手当、傷病手当等）のみの方など
※すでに所得申告（確定申告・市県民税申告）済みの方や、勤務先・日本年金機構等から源泉徴収票を受け取っている方は不要です。

3. 令和8年1月2日以降に可見市へ転入された方等へ

- ・今回お届けした納税通知書の所得割額は算定されていない場合があります。
- ・前年中の所得額が確定した翌月に再計算し、変更後の保険税額について改めて納税通知書をお届けします。
- ・改めて納税通知書が届くまでの間は、今回お届けした保険税額で納付をお願いします。

➔ 裏面へ

4. 軽減・減免制度について

次のとおり各種軽減・減免制度があります(⑤～⑦は申請が必要です)。詳しくは、可児市ホームページにてご確認ください。

- ① 前年所得に応じた均等割額及び平等割額の2割・5割・7割軽減。
- ② 未就学児の医療分および後期支援分均等割額の(低所得世帯は軽減制度適用後)5割軽減。
- ③ 高校生年代以下加入者の子ども支援分均等割額の10割軽減。
- ④ 後期高齢者医療制度移行に伴う経過措置による軽減・減免。
- ⑤ 出産する加入者にかかる産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額の軽減。
- ⑥ 非自発的(解雇・契約期間満了等)に失業した加入者(65歳未満)にかかる軽減。
- ⑦ 災害等特別な事情に伴う減免 など。

5. 保険税の納め方

(1) 普通徴収： 納付書 または 口座振替 による納付

- ・6月～翌年3月の10回にわたっての納付、又は一括納付となります。

(2) 特別徴収： 年金からの天引き による納付

- ・次の全てに該当する方(※)は、世帯主の公的年金から保険税を天引き(特別徴収)します。
※対象となる方は、納税通知書の「特別徴収(年金天引)」の欄に金額を記載しています。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 世帯主が国保加入者である② 世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である③ 世帯主が年額18万円以上の年金を受け取っている④ 世帯主の介護保険料が年金天引きされている⑤ 国民健康保険税と介護保険料の合算額が、年金受給額の1/2以下である |
|---|

- ・年金天引きが開始(または再開)になる方の納付方法は、今年度の前半(6月～9月)は普通徴収、後半(10月・12月・2月)は年金天引きになります。
- ・④及び⑤の判定は、7月中旬に行います。判定の結果、該当しない方は、年金天引きを中止し、普通徴収に変更します(8月中旬に改めて納税通知書をお届けします)。
- ・年度途中に保険税が変更になる方は、次のとおり納付方法を変更します。
減額の場合：年金天引きを中止し、普通徴収に変更します。
増額の場合：年金天引きは継続し、増額分は普通徴収となります。

※年金天引きをやめて、口座振替による納付を希望される場合は、市役所国保年金課にお問い合わせください。

6. 保険税を納めないでいると・・・

- ① 納期を過ぎると督促状を発送し、延滞金を徴収します。
- ② 保険給付(療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等)の差し止めを行うことがあります。
- ③ 財産を差し押さえることがあります。

※特別な事情により保険税の納付が困難な場合は、分割納付などもできますので、お早めにご相談ください。

可児市福祉部 国保年金課 保険課税係

TEL 0574(62)1111(代) 内線 3126～3128

市HP

